

第 1 4 4 4 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市簡易水道等事業の設置等に関する条例……………4
 甲府市手数料条例の一部を改正する条例……………7
 甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………8
 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………9
 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………11
 甲府市斎場条例の一部を改正する条例……………15
 甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例……………16
 甲府市市立甲府商科専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例……………17
 甲府市立学校校舎等使用料条例の一部を改正する条例……………19
 甲府市スポーツ広場条例の一部を改正する条例……………20

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例……………21
 甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………22
 甲府市都市公園条例等の一部を改正する条例……………23
 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例……………32
 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………33
 甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………34
 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………54
 甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例……………55

[規 則]

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則……………67
 甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………69

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	72
[告 示]	
令和元年度上半期の財政状況等の公表	77
甲府市各企業会計の令和元年度上半期の業務状況等の公表	78
入札告示	79
介護保険料更正通知書・納付書公示送達	82
入札告示（3件）	83
介護保険被保険者証無効告示	92
入札告示（2件）	93
開発行為に関する工事の完了公告	99
国民健康保険料納入通知書兼決定通知書・更正通知書公示送達	100
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	101
開発行為に関する工事の完了公告	102
犬又は猫の引取り告示	103
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	104
国民健康保険料過誤納金還付充当通知書公示送達	105
国民健康保険料督促状公示送達（2件）	106
犬又は猫の引取り告示	108
生活保護法の規定に基づく指定介護機関変更公示	109
生活保護法の規定に基づく指定介護機関廃止公示	110
生活保護法の規定に基づく指定医療機関変更公示	111
生活保護法の規定に基づく指定医療機関廃止公示	112
介護保険料督促状公示送達	113
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	114
配当計算書・充当通知書公示送達	116
差押調書（謄本）公示送達	117
生活保護法の規定に基づく指定介護機関指定公示	118

国民健康保険被保険者証無効告示	119
令和元年度補正予算の公表	120
差押調書（謄本）公示送達	121
開発行為に関する工事の完了公告（3件）	122
生活保護法の規定に基づく指定医療機関指定公示	125
指定管理者の指定取消告示	126
犬又は猫等の収容告示	127
入札告示	128
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	131
甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理審議会委員の選挙期日を定める旨の公告	132
介護保険料過誤納還付・充当通知書公示送達	133
配当計算書・充当通知書公示送達	134
犬又は猫等の収容告示	135
入札告示	136
犬又は猫の引取り告示	138
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	139
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	140
開発行為に関する工事の完了公告	141
指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	142
金融機関指定告示の一部を改正する旨の告示	143
介護保険料納入通知書・納付書公示送達	144
介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書公示送達	145
農業振興地域整備計画の変更公告	146

開発行為に関する工事の完了公告	147
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	148
開発行為に関する工事の完了公告（4件）	149
指定障害福祉サービス事業者の指定告示	153
指定障害福祉サービス事業者の廃止告示	154
指定障害福祉サービス事業者の指定告示（2件）	155
甲府市職員採用試験実施公告	157
[選挙管理委員会]	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	158
[農業委員会]	
甲府市農業委員会12月定例総会招集公告	159
[上下水道局]	
甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	160
甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程	163
入札告示	169
指定給水装置工事事業者の指定告示	172
入札告示(6件)	173
指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止告示	190
[任免辞令]	
市長事務部局	191
公平委員会	191

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市簡易水道等事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第22号

甲府市簡易水道等事業の設置等に関する条例

(簡易水道等事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を給水区域内住民に供給するため、簡易水道等事業(簡易水道及び小規模水道に係る事業をいう。)を設置する。

(法の適用)

第2条 簡易水道等事業に、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 簡易水道等事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道等事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第

243条の2の2第8項の規定により簡易水道等事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 簡易水道等事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、簡易水道等事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道等事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(甲府市簡易水道等施設工事分担金徴収条例の廃止)

2 甲府市簡易水道等施設工事分担金徴収条例(昭和56年7月条例第32号)は、廃止する。

(甲府市特別会計条例の一部改正)

3 甲府市特別会計条例(昭和39年4月条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を削り、第9号を第8号とし、同条第10号中「簡易水道等事業特別会計」を「簡易水道等事業会計」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第23号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第16号を次のように改める。

(16) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく公簿の閲覧	1件につき 300円 住民1人1回をもって1件とする。
------------------------------------	--------------------------------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第24号

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「修了したもの」を「修了したもの（放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から2年を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第25号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第55号)の一部を次のように改正する。

第35条第8号中「次のイからクまでの」を「次に掲げる」に改め、同号アを次のように改める。

ア 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)であること。

(甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第57号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第35条第8号イ、ウ」を「第35条第8号アからウまで」に改める。

第15条第1項の表中

耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物	を
---	-------	---

耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物	に
--	---------------------------------------	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第26号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の4項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの第16条第2項に次の1号を加える。
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第29条第3項、第31条第3項及び第44条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項

を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第1条第2項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第6条」を「第6条第1項」に、「5年」を「10年」に改める。

附則に次の4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第27号

甲府市斎場条例の一部を改正する条例

甲府市斎場条例（昭和39年4月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中「6,000円」を「10,000円」に、「3,600円」を「6,000円」に、「2,700円」を「4,500円」に、「1,500円」を「2,500円」に、「2,400円」を「4,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第28号

甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例

甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例（昭和22年11月条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市市立高等学校授業料等に関する条例

第1条中「市立高等学校生徒」を「市立高等学校」に、「及び入学審査料」を「、入学審査料及び証明手数料（以下「授業料等」という。）」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 卒業証明書、成績証明書その他の証明書に係る手数料の額は、1通につき400円とする。

2 前項の手数料は、証明についての申請があった際又は当該申請に係る書類を交付する際に、申請者から徴収する。ただし、在学中の者からは、手数料は徴収しない。

第6条中「授業料、入学料及び入学審査料」を「授業料等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条の2の規定は、この条例の施行の日以後に申請する証明に係る手数料について適用する。

甲府市立甲府商科専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第29号

甲府市立甲府商科専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例

甲府市立甲府商科専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例（平成2年7月条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市立甲府商科専門学校授業料等に関する条例

第1条中「及び入学検定料」を「、入学検定料及び証明手数料（以下「授業料等」という。）」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（証明手数料）

第4条の2 卒業証明書、成績証明書その他の証明書に係る手数料の額は、1通につき400円とする。

2 前項の手数は、証明についての申請があった際又は当該申請に係る書類を交付する際に、申請者から徴収する。ただし、在学中の者からは、手数料は徴収しない。

第5条中「授業料、入学料及び入学検定料」を「授業料等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次条の規定による減額又は免除を受けた場合は、この限りでない。

第6条の見出し中「授業料」を「授業料及び入学料」に改め、同条中「休学」の次に「、経済的困難」を、「授業料」の次に「又は入学料」を加える。

附 則

- 1 この条例中題名の改正規定及び第4条の次に1条を加える改正規定は令和2年4月1日から、その他の規定は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条の2の規定は、令和2年4月1日以後に申請する証明に係る手数料について適用する。
- 3 この条例による改正後の第6条の規定は、施行日以後に甲府市立甲府商科専門学校に入学する者から徴収する入学料（当該入学を許可したときに徴収したものに限り。）について適用し、施行日前に同校に入学した者から徴収した入学料については、なお従前の例による。

甲府市立学校校舎等使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第30号

甲府市立学校校舎等使用料条例の一部を改正する条例

甲府市立学校校舎等使用料条例（昭和23年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「530円」を「680円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

甲府市スポーツ広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第31号

甲府市スポーツ広場条例の一部を改正する条例

甲府市スポーツ広場条例（昭和52年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甲府市古関・梯スポーツ公園広場の項を削る。

第3条第2項中「及び甲府市古関・梯スポーツ公園広場」を削る。

別表中「530円」を「680円」に改め、同表甲府市古関・梯スポーツ公園広場夜間照明施設の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。

附 則

- 1 この条例中別表の改正規定（「530円」を「680円」に改める改正規定に限る。）は令和2年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第32号

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成29年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「19人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月31日から施行する。

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第33号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

甲府市建築基準法施行条例（昭和54年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する建築物」を「及び準耐火建築物」に、「階数」を「地階を除く階数」に、「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2に規定する技術的基準」を「法第61条の規定（準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が3で延べ面積が1,500平方メートル以下のものに適用されるものに限る。）」に改める。

第8条第8号中「令」を「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）」に改める。

第13条及び第20条中「、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する建築物」を「及び準耐火建築物」に改める。

第23条、第25条第2号及び第27条第1項中「第129条の2の3第1項第1号ロ」を「第112条第2項」に改める。

第30条の3第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定避難時間倒壊等防止建築物」を削る。

第30条の4第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第34号

甲府市都市公園条例等の一部を改正する条例

(甲府市都市公園条例の一部改正)

第1条 甲府市都市公園条例(昭和32年12月条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2都市公園を占用する場合の表中

610円		660円
930円		1,000円
1,300円		1,400円
540円		590円
870円		950円
1,200円		1,300円
5円		6円
3円		4円
1,100円		1,200円
450円		500円
23円		25円
32円	を	35円
49円		53円
65円		71円
97円		110円
130円		140円

に改める。

230円	250円
320円	350円
650円	710円
22円	38円
870円	950円
250円	500円
220円	380円

別表第1備考第4項を次のように改める。

- 4 占用面積若しくは占用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表第1備考に次の1項を加える。

- 6 前各項の規定に基づき計算して得た1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(甲府市道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 甲府市道路占用料徴収条例(昭和49年7月条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	660円
	第2種電柱		1,000円
	第3種電柱		1,400円
	第1種電話柱		590円
	第2種電話柱		950円
	第3種電話柱		1,300円
	その他の柱類		59円

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円
	地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	580円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	350円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの		25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.5メートル未満のもの		170円

	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			250円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			350円
	外径が1メートル以上のもの			710円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき	1,200円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,900円
	地下に設ける通路			1,100円
	その他のもの			1,200円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1月	380円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	380円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	3,800円
	標識		1本につき1年	950円

旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	38円
	その他のもの	1本につき1月	380円
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	38円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	380円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,800円
	その他のもの		1,900円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	380円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1月	120円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額

		階数が 3 以上のもの	A に 0.01 を乗じて得た額
		その他のもの	A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		A に 0.015 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.01 を乗じて得た額
令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.01 を乗じて得た額
令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.015 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 12 号に掲げる器具			A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 13 号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A に 0.015 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.034 を乗じて得た額

別表備考第 7 号を次のように改める。

- (7) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01 平

方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表備考第9号中「。ただし、祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設ける占用物件に係る占用料の額については、この限りでない。」を削り、同表備考に次の1号を加える。

- (10) 前各号の規定に基づき計算して得た1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(甲府市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 甲府市法定外公共物管理条例（平成13年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	110円	「	120円	を に改め、同表備考第5項を次
		80円		80円	
		610円		660円	
		930円		1,000円	
		1,300円		1,400円	
		540円		590円	
		870円		950円	
		1,200円		1,300円	
		54円		59円	
		5円		6円	
		3円		4円	
		2,200円		3,800円	
		23円		25円	
		32円		35円	
		49円		53円	
		65円		71円	
		97円		110円	

1 3 0 円	1 4 0 円
2 3 0 円	2 5 0 円
3 2 0 円	3 5 0 円
6 5 0 円	7 1 0 円

のように改める。

- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表備考に次の1項を加える。

- 7 前各項の規定に基づき計算して得た1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(甲府市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第4条 甲府市準用河川占用料徴収条例(平成24年3月条例第4号)の一部を次のように改正する。

1 1 0 円	1 2 0 円
8 0 円	8 0 円
6 1 0 円	6 6 0 円
9 3 0 円	1, 0 0 0 円
1, 3 0 0 円	1, 4 0 0 円
5 4 0 円	5 9 0 円
8 7 0 円	9 5 0 円
1, 2 0 0 円	1, 3 0 0 円
5 4 円	5 9 円
5 円	6 円
3 円	4 円
2, 2 0 0 円	3, 8 0 0 円

別表中

を

に改め、同表備考第5項を次

23円	25円
32円	35円
49円	53円
65円	71円
97円	110円
130円	140円
230円	250円
320円	350円
650円	710円

のように改める。

- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表備考第6項中「許可に係る」を「占用料の額が年額で定められている場合には、許可に係る」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 7 前各項の規定に基づき計算して得た1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第35号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年6月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「1, 190円」を「2, 000円」に改める。

別表第3の第36号中「200円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第36号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第37号

甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第48条の4第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	

32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		

68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			

	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第4（第9条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200	

30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600

66			469,700	521,400	
67			470,400	522,100	
68			471,000	523,000	
69			471,300	523,900	
70			472,000	524,700	
71			472,700	525,600	
72			473,400	526,500	
73			473,800	527,300	
74			474,400	528,200	
75			475,100	529,100	
76			475,800	529,800	
77			476,200	530,600	
78			476,800	531,500	
79			477,400	532,400	
80			477,900	533,300	
81			478,500	534,100	
82			479,000	535,000	
83			479,500	535,900	
84			480,000	536,800	
85			480,400	537,600	
86			481,000	538,500	
87			481,400	539,400	
88			481,900	540,300	
89			482,400	541,100	
90			483,000		
91			483,600		
92			484,000		
93			484,500		
94			485,100		
95			485,700		
96			486,300		
97			486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	

33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	

69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	

	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400	

33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	

69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		

105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		

141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 甲府市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「扶養親族に」を「扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に」に、「6,500円」を「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）」に改め、同条第2項中「第23条第2項第3号」を「第23条第2項第5号」に改める。

第23条第2項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

第24条の3第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第48条の4第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

（甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

第9条第2項及び第3項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例（次項及び第4項において「改正後の給与条例」という。）別表第3及び別表第4の規定並びに第3条の規定による改正後の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項及び第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第48条の4第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項及び第3項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の甲府市職員給与条例第24条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の甲府市職員給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第24条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の給与条例第24条の3第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の給与条例第24条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(規則への委任)

6 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 8 号

特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例（昭和 5 1 年 7 月条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1 0 0 分の 2 2 0」を「1 0 0 分の 2 2 5」に改める。

第 2 条 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年 1 2 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第39号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100	

32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
38	228,300	283,000	346,200	400,300	
39	230,100	284,900	348,400	401,700	
40	231,900	286,900	350,500	403,100	
41	233,600	288,600	352,400	404,800	
42	235,300	290,900	354,500	406,200	
43	236,900	293,200	356,400	407,500	
44	238,500	295,700	358,500	409,000	
45	239,900	297,700	360,300	410,600	
46	241,200	300,100	362,300	411,900	
47	242,500	302,300	364,200	413,400	
48	243,700	304,900	366,200	415,000	
49	245,100	307,200	367,800	416,700	
50	246,600	309,600	369,600	418,100	
51	247,800	311,900	371,500	419,700	
52	249,300	314,100	373,500	421,200	
53	250,400	316,300	375,300	422,900	
54	251,600	318,300	377,100	424,400	
55	253,000	320,300	378,900	426,000	
56	254,000	322,300	380,600	427,600	
57	255,300	324,200	382,100	429,100	
58	256,300	326,300	383,700	430,600	
59	257,400	328,400	385,400	431,800	
60	258,600	330,400	387,100	433,000	
61	259,900	332,500	388,300	434,200	
62	260,900	334,600	389,700	435,500	
63	262,300	336,800	391,100	436,800	
64	263,400	339,000	392,400	438,000	
65	264,700	340,700	393,800	439,200	
66	266,100	342,900	395,000	440,400	
67	267,500	344,900	396,400	441,600	

68	269, 100	347, 100	397, 800	442, 800
69	270, 500	348, 900	399, 100	444, 000
70	271, 800	350, 800	400, 400	445, 200
71	273, 100	352, 800	401, 800	446, 400
72	274, 400	354, 800	403, 100	447, 600
73	275, 500	356, 400	404, 400	448, 700
74	276, 700	358, 300	405, 800	449, 300
75	278, 000	360, 100	407, 200	449, 800
76	279, 000	362, 000	408, 500	450, 300
77	280, 200	363, 800	409, 700	450, 800
78	281, 400	365, 500	410, 900	
79	282, 600	367, 200	412, 200	
80	283, 800	368, 800	413, 600	
81	284, 900	370, 300	414, 900	
82	286, 100	371, 800	416, 100	
83	287, 300	373, 300	417, 100	
84	288, 500	374, 700	418, 300	
85	289, 500	375, 800	419, 500	
86	290, 600	377, 200	420, 700	
87	291, 600	378, 600	421, 900	
88	292, 800	379, 900	422, 900	
89	293, 900	381, 200	424, 000	
90	295, 000	382, 500	425, 000	
91	296, 200	383, 700	426, 000	
92	297, 400	385, 000	427, 000	
93	297, 900	386, 300	427, 900	
94	298, 900	387, 400	428, 700	
95	300, 000	388, 700	429, 500	
96	301, 200	389, 900	430, 300	
97	302, 200	391, 300	431, 100	
98	303, 300	392, 300	431, 500	
99	304, 300	393, 400	431, 900	
100	305, 400	394, 400	432, 300	
101	306, 300	395, 300	432, 700	
102	307, 400	396, 300	433, 000	
103	308, 500	397, 400	433, 300	

104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	

	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用 職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

商科専門学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	183,200	217,800	277,100	347,400	477,000
	2	185,700	219,900	280,100	350,300	479,200
	3	188,300	221,900	282,900	353,400	481,400
	4	191,000	224,000	285,700	356,700	483,500
	5	193,700	225,900	288,500	359,500	485,400
	6	196,500	227,900	291,100	361,400	487,300
	7	199,300	230,000	293,400	363,600	489,200
	8	202,200	232,000	295,800	366,100	491,100
	9	205,000	234,200	298,200	368,300	493,100
	10	208,000	236,600	300,800	370,500	495,100
	11	210,900	239,000	303,200	372,600	497,000
	12	213,800	241,400	305,800	374,500	498,900
	13	216,400	243,400	308,000	376,500	500,600
	14	218,100	245,700	310,000	378,800	502,400
	15	219,900	248,000	312,100	381,200	504,200
	16	221,600	250,300	313,800	383,300	506,100
	17	223,300	252,500	316,200	385,200	507,800
	18	225,000	255,600	318,700	387,500	509,500
	19	226,800	258,700	321,100	389,800	511,300
	20	228,400	261,800	323,500	392,100	513,200
	21	230,300	264,600	325,900	394,500	514,800
	22	232,200	267,600	328,700	397,000	516,400
	23	234,200	270,500	331,400	399,700	518,000
	24	236,200	273,400	334,500	402,300	519,500
	25	237,800	276,200	337,200	404,600	521,000
	26	239,700	278,800	339,800	407,100	522,400
	27	241,600	281,300	342,400	409,400	523,800
	28	243,600	284,000	345,200	411,900	525,100
	29	245,300	286,800	348,000	413,700	526,200
	30	247,200	289,000	350,500	416,200	527,200
31	249,200	291,000	352,800	418,500	528,200	

32	251,200	293,200	355,100	420,900	529,200
33	253,000	295,000	357,500	422,500	530,000
34	255,000	297,100	359,500	424,800	530,800
35	256,900	299,300	361,600	427,000	531,700
36	258,800	301,200	363,500	429,300	532,600
37	260,200	303,200	365,500	431,300	533,400
38	261,800	305,000	367,600	433,500	534,300
39	263,300	306,700	369,800	435,800	534,900
40	264,900	308,500	372,000	438,100	535,400
41	266,500	310,100	374,200	440,500	536,000
42	267,700	312,200	376,200	442,700	536,700
43	268,600	314,300	378,300	445,100	537,400
44	269,700	316,700	380,400	447,500	537,900
45	270,600	318,700	381,900	449,600	538,400
46	271,500	320,700	383,900	451,600	539,100
47	272,200	322,800	385,700	453,700	539,700
48	272,900	325,100	387,700	455,900	540,300
49	273,800	327,400	388,600	458,100	540,800
50	274,400	329,800	390,400	460,200	
51	275,100	331,900	392,000	462,500	
52	275,900	333,900	393,800	464,700	
53	276,800	336,100	394,800	466,500	
54	277,500	337,800	396,400	468,100	
55	278,400	339,600	397,900	469,800	
56	279,300	341,200	399,600	471,600	
57	280,100	342,900	400,900	473,000	
58	281,300	344,800	402,600	474,100	
59	282,200	346,500	404,200	475,200	
60	283,600	348,500	405,800	476,300	
61	284,600	350,300	407,100	477,400	
62	286,000	352,100	408,700	478,500	
63	287,100	354,000	410,200	479,600	
64	288,200	355,800	411,800	480,700	
65	289,300	357,500	413,200	481,700	
66	290,400	359,400	414,200	482,800	
67	291,600	361,100	415,200	483,800	

68	292,700	362,900	416,100	484,900
69	293,800	364,400	417,100	485,800
70	294,700	366,100	418,100	486,800
71	295,700	367,800	419,200	487,800
72	296,700	369,500	420,100	488,900
73	297,800	370,800	420,800	489,800
74	298,800	372,400	421,600	490,800
75	299,900	373,800	422,600	491,800
76	301,000	375,400	423,600	492,800
77	301,700	377,000	424,600	493,700
78	302,600	378,700	425,600	494,500
79	303,400	380,300	426,600	495,400
80	304,300	381,900	427,500	496,300
81	305,000	383,400	428,200	497,100
82	305,900	384,900	429,100	497,900
83	306,800	386,400	430,000	498,700
84	307,700	388,000	430,800	499,500
85	308,100	389,000	431,700	500,000
86	308,800	390,300	432,500	500,700
87	309,500	391,700	433,300	501,500
88	310,400	393,000	434,200	502,300
89	311,300	394,400	434,900	503,000
90	312,100	395,500	435,400	503,800
91	312,900	396,600	436,000	504,400
92	313,600	397,800	436,400	504,800
93	314,300	398,600	436,900	505,300
94	315,000	399,700	437,400	505,900
95	315,700	400,800	437,800	506,400
96	316,400	401,800	438,200	506,900
97	316,800	402,700	438,400	507,300
98	317,200	403,700	438,800	
99	317,600	404,700	439,100	
100	318,000	405,600	439,400	
101	318,300	406,400	439,700	
102	318,700	407,400	440,000	
103	319,000	408,400	440,300	

104	319,400	409,400	440,600
105	319,900	410,000	440,800
106	320,300	410,700	441,100
107	320,800	411,400	441,400
108	321,300	412,000	441,600
109	321,700	412,500	441,800
110	322,200	412,900	442,100
111	322,600	413,200	442,400
112	323,100	413,500	442,600
113	323,400	413,700	442,800
114	323,900	414,000	
115	324,300	414,300	
116	324,800	414,600	
117	325,100	414,800	
118	325,500	415,100	
119	326,000	415,400	
120	326,500	415,600	
121	326,700	415,800	
122	327,100	416,100	
123	327,600	416,400	
124	327,900	416,600	
125	328,100	416,800	
126	328,400		
127	328,900		
128	329,400		
129	329,600		
130	330,000		
131	330,500		
132	330,900		
133	331,100		
134	331,500		
135	332,000		
136	332,200		
137	332,500		
138	332,900		
139	333,300		

	140	333,700				
	141	334,200				
再任用 職員		247,700	293,300	310,700	375,600	469,000

備考 この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

第2条 甲府市学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条の3第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市学校職員給与条例（次項及び第4項において「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第3の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例第27条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の甲府市学校職員給与条例第18条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を

借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（教育委員会が定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の甲府市学校職員給与条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第18条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で教育委員会が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の条例第18条の3第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の条例第18条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員（教育委員会への委任）

6 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

規則

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第21号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項第1号中「100分の112.5以上100分の185以下」を「100分の117.5以上100分の195以下」に、「100分の136.5以上100分の225以下」を「100分の141.5以上100分の235以下」に改め、同項第2号中「100分の101以上100分の112.5未満」を「100分の106以上100分の117.5未満」に、「100分の122以上100分の136.5未満」を「100分の127以上100分の141.5未満」に改め、同項第3号中「100分の89.5」を「100分の94.5」に、「100分の109.5」を「100分の114.5」に改め、同項第4号中「100分の89.5」を「100分の94.5」に、「100分の109.5」を「100分の114.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（次項において「新規則」という。）第24条の3第1項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（勤勉手当の成績率の経過措置）

2 当分の間、新規則第24条の3の規定による勤勉手当の成績率については、同条の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員以外の職員にあつては、100分の190（新規則第17条の2に規定する特定幹部職員にあつては、100分の230）の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 2 2 号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成 1 8 年 3 月規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 昇格時号給対応表イ医療職給料表(1)昇格時号給対応表中

2 6		2 5
2 7		2 6
2 8		2 6
2 8		2 7
2 8		2 7
2 8		2 8
2 9		2 8
2 9		2 9
2 9		2 9
2 9	を	2 9
3 0		2 9
3 0		3 0
3 0		3 0
3 0		3 0
3 1		3 0
3 1		3 1

に改め、同表ウ医療職給料表(2)昇格時号給対応表

3 1
3 1
3 2

3 1
3 1
3 1

」

」

「

「

4 2
4 2
4 3
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 5
4 6
4 6
4 6
4 7
4 7

4 1
4 2
4 2
4 2
4 3
4 3
4 3
4 4
4 4
4 4
4 4
4 5
4 5
4 6
4 6

中

を

に改める。

」

」

別表第4の2イ医療職給料表(1)降格時号給対応表中

「

「

4 5
4 6
4 7
5 1
5 5
5 9
6 3

を

4 6
4 8
5 0
5 2
5 6
6 0
6 4

に改め、同表ウ医療職給料表(2)降格時号給対応表

」

」

中	7 0	を	7 1	に改める。
	7 2		7 4	
	7 4		7 7	
	7 6		8 0	
	7 9		8 2	
	8 2		8 4	
	」		」	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給がこの規則による改正前の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第23号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	137,300	195,500	231,500	264,200
	2	138,400	197,300	233,100	266,000
	3	139,500	199,100	234,600	267,800
	4	140,600	200,900	236,200	269,900
	5	141,700	202,400	237,600	271,600
	6	142,800	204,200	239,300	273,400
	7	143,900	206,000	240,800	275,200
	8	145,000	207,800	242,400	277,200
	9	146,100	209,400	243,500	279,200
	10	147,200	211,200	245,000	281,200
	11	148,400	213,000	246,600	283,100
	12	149,500	214,800	247,900	285,000
	13	150,600	216,200	249,400	287,000
	14	151,700	218,000	250,800	288,900
	15	152,800	219,700	252,100	290,800
	16	153,900	221,500	253,500	292,600
	17	154,900	223,200	255,000	294,400
	18	156,300	224,900	256,500	296,400
	19	157,600	226,500	258,200	298,500
	20	158,900	228,100	260,000	300,500
	21	160,100	229,500	261,600	302,400
	22	161,600	231,200	263,300	304,500
	23	163,100	232,800	264,900	306,500
	24	164,700	234,400	266,500	308,600
	25	165,900	235,400	268,400	310,300
	26	167,400	236,900	270,200	312,400
	27	168,900	238,300	271,900	314,400
	28	170,400	239,500	273,600	316,400
	29	171,700	240,700	275,300	318,100
	30	174,400	241,900	277,000	320,100
31	177,000	242,900	278,800	322,200	

32	179,600	244,100	280,300	324,300
33	182,200	245,400	281,800	325,500
34	183,900	246,400	283,700	327,500
35	185,500	247,600	285,500	329,400
36	187,200	248,900	287,400	331,500
37	188,700	249,800	289,000	333,400
38	190,400	251,100	290,700	335,300
39	192,200	252,300	292,500	337,300
40	193,900	253,600	294,300	339,200
41	195,500	255,000	295,800	341,100
42	196,900	256,400	297,500	343,000
43	198,400	257,600	299,000	344,800
44	199,900	258,800	300,600	346,700
45	201,200	260,000	302,200	348,200
46	202,500	261,200	303,900	349,600
47	203,700	262,500	305,500	351,100
48	205,000	263,600	307,200	352,600
49	206,300	264,700	308,100	354,200
50	207,600	265,800	309,600	355,000
51	208,900	267,100	311,100	356,200
52	210,200	268,400	312,700	357,200
53	211,300	269,400	314,300	358,100
54	212,600	270,500	315,900	359,200
55	213,900	271,800	317,500	360,100
56	215,200	273,100	319,000	361,200
57	216,300	274,000	320,500	362,100
58	217,400	275,000	321,700	362,800
59	218,400	275,900	322,900	363,500
60	219,500	277,000	324,100	364,200
61	220,600	278,100	324,800	364,600
62	221,600	279,100	325,700	365,200
63	222,500	280,000	326,500	365,900
64	223,500	281,000	327,300	366,600
65	223,800	281,500	328,200	366,900
66	224,600	282,400	328,600	367,600
67	225,400	283,100	329,300	368,300

68	226,100	284,000	330,100	369,000
69	226,800	285,000	330,900	369,300
70	227,800	285,800	331,600	369,900
71	228,600	286,600	332,300	370,600
72	229,400	287,400	333,000	371,200
73	230,100	288,200	333,500	371,500
74	230,800	288,700	334,100	372,100
75	231,700	289,100	334,600	372,800
76	232,700	289,600	335,200	373,400
77	233,400	289,800	335,500	373,800
78	234,000	290,100	336,000	374,300
79	234,500	290,300	336,400	374,900
80	235,200	290,700	336,900	375,400
81	236,000	290,900	337,300	375,900
82	236,600	291,100	337,800	376,500
83	237,200	291,500	338,300	377,000
84	237,700	291,800	338,800	377,300
85	238,400	292,100	339,100	377,700
86	239,100	292,400	339,500	378,200
87	239,800	292,700	340,000	378,600
88	240,300	293,100	340,400	379,000
89	240,800	293,400	340,700	379,400
90	241,500	293,800	341,100	379,900
91	242,200	294,100	341,600	380,300
92	242,900	294,500	342,000	380,700
93	243,500	294,700	342,200	381,000
94	244,200	294,900	342,600	
95	244,900	295,200	343,100	
96	245,600	295,600	343,500	
97	246,100	295,800	343,700	
98	246,600	296,100	344,100	
99	246,900	296,500	344,500	
100	247,300	296,900	344,800	
101	247,600	297,100	345,100	
102		297,400	345,500	
103		297,800	345,900	

104			298,100	346,300	
105			298,300	346,800	
106			298,600	347,200	
107			299,000	347,600	
108			299,300	348,000	
109			299,500	348,500	
110			299,900	348,900	
111			300,300	349,200	
112			300,600	349,500	
113			300,800	350,000	
114			301,000		
115			301,300		
116			301,700		
117			301,900		
118			302,100		
119			302,400		
120			302,700		
121			303,100		
122			303,300		
123			303,600		
124			303,900		
125			304,200		
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 3 改正後の規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

告示

甲府市告示第726号

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和元年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

令和元年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第727号

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の令和元年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

令和元年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第831号 |
| (2) 業務名称 | 建物等事前調査業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和2年2月28日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「補償コンサルタント」に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年12月3日（火）～令和元年12月12日（木）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和元年12月12日(木)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年12月3日(火)～令和元年12月12日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和元年12月12日(木)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年12月24日(火) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契

約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 納付書 |
| 2 | 発送日 | 令和元年11月12日 |
| 3 | 項目 | 平成31年度介護保険料更正通知書
平成31年度介護保険料3期分
平成31年度介護保険料4期分 |
| 4 | 納期限 | 令和元年11月30日 |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 入札番号 | 業務委託 第832号 |
| (2) 業務名称 | 令和元年度甲府市介護保険利用者満足度調査及び利用状況調査業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和2年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 平成30年度までに地方公共団体等が行う高齢者福祉に関する調査業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年12月3日（火）～令和元年12月16日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階
電話055-237-5457
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年12月4日(水)～令和元年12月16日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階
電話055-237-5457

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年12月24日(火) 午前11時00分

(2) 場 所 甲府市役所

甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階(市民対話室)

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 入札番号 | 第2585号 |
| (2) 物件名 | 小学校新一年生分給食用食器 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年12月3日（火）～令和元年12月13日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年12月3日(火)～令和元年12月13日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年12月26日(木) 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 入札番号 | 第2586号 |
| (2) 物件名 | 中学校新一年生分給食用食器 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年12月3日（火）～令和元年12月13日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年12月3日(火)～令和元年12月13日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年12月26日(木) 午後1時45分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第733号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和元年12月4日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 215号		
工事名	橋梁補修工事(31-4)		
工事場所	甲府市右左口町地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁補修工 1橋 ・伸縮装置工 1橋 ・橋面防水工 1橋 ・断面修復工 1橋 ・水切設置工 1橋 ・橋梁塗装工 1橋 ・護岸補修工 1式 ・付帯工 1式 ・仮設工 1式
	2	工期	令和2年7月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	18,876,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	橋梁工事等又は道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 900万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績)</u>

			<u>は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年12月17日
	3	申請書受付開始日	令和元年12月6日
	4	申請書受付締切日	令和元年12月17日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年12月23日
	6	設計図書配付開始日	令和元年12月6日
	7	設計図書配付締切日	令和元年12月24日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年12月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年12月24日
	10	入札及び開札日時	令和2年1月7日 午前9時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年12月27日 午後5時まで
	2	回答	令和2年1月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」</u>		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 216号		
工事名	橋梁補修工事(31-5)		
工事場所	甲府市善光寺三丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	(一号箇所) 橋梁補修工 1橋 ・橋面防水工 1橋 ・表面含浸工 1橋 ・断面修復工 1橋 ・下面増厚工 1橋 ・水切設置工 1橋 ・仮設工 1式 (二号箇所) 橋梁補修工 1橋 ・橋面防水工 1橋 ・断面修復工 1橋 ・表面含浸工 1橋 ・水切設置工 1橋 ・防護柵工 1橋 ・仮設工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年3月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,846,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	橋梁工事等又は道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、

			500万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年12月17日
	3	申請書受付開始日	令和元年12月6日
	4	申請書受付締切日	令和元年12月17日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年12月23日
	6	設計図書配付開始日	令和元年12月6日
	7	設計図書配付締切日	令和元年12月24日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年12月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年12月24日
	10	入札及び開札日時	令和2年1月7日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年12月27日 午後5時まで
	2	回答	令和2年1月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p><u>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」</u></p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字久保843番3及び字正里844番2
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町小石和1825番地
グランドソレーユ203号室
河 澄 光 亮
河 澄 美 樹

甲府市告示第737号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年12月6日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 平成31年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
平成31年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼更正通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部市民総室国民健康保険課 |

甲府市告示第738号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和元年12月9日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月9日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市荒川一丁目226番1から226番6まで、227番9、
227番12の一部、227番14、247番1、247番6から
247番13まで、248番1及び248番2
以上20筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下飯田二丁目2番1号
株式会社サンホーム
代表取締役 佐野吉彦

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年12月12日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和元年12月9日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市山宮町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：ラブラドル・レトリバー
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒
- 6 その他の特徴：成犬、大型、首輪無し

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

令和元年12月10日

甲府市長 樋口雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場・甲府市酒折駅南口自転車駐車場
甲府市桜町自転車駐車場・甲府市内市道上
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
令和元年11月18日（月）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 TEL055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

甲府市告示第742号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年12月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 国民健康保険料過誤納金還付充当通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年12月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 平成30年度国民健康保険料第1期分督促状
平成30年度国民健康保険料第3期分督促状
平成30年度国民健康保険料第4期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年12月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 平成31年度30年相当国民健康保険料第2期分督促状
平成31年度30年相当国民健康保険料第4期分督促状
平成31年度国民健康保険料第1期分督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年12月16日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和元年12月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市下曾根町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：シェットランド・シープドッグ
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：茶・白
- 6 その他の特徴：成犬、中型、ピンク色で革製の首輪をしている

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関廃止届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、廃止年月日
別紙のとおり

甲府市告示第748号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関変更届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第749号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次の者から指定医療機関の事業の廃止の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

1	医療機関コード	0101710
2	名 称	芦沢歯科医院
3	所 在 地	甲府市青沼三丁目8番13号
4	開 設 者	芦沢千洋
5	廃 止 年 月 日	令和元年12月1日

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年12月12日

甲府市長 樋口雄一

1 書類名

平成31年度（平成30年度分）介護保険料第6期分督促状
平成31年度（平成31年度分）介護保険料第1期分督促状
平成31年度（平成31年度分）介護保険料第2期分督促状
平成31年度（平成31年度分）介護保険料第3期分督促状
平成31年度（平成31年度分）介護保険料第4期分督促状

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月13日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市酒折二丁目315番4から315番11まで及び318番3以上9筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市酒折2丁目10番24号
雨宮正英

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月13日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上阿原町字整理地1226番1及び1226番3から
1226番6まで
以上5筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上小河原町1050番地
有限会社スミ新建材
代表取締役 伊藤正敏

甲府市告示第758号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第24964号
充当通知書 市民発第24965号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第759号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 福発第5108号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市役所福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第82条の2の規定に基づき、指定介護機関として次の者を指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年12月16日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 名 称 | 大津ケアセンター |
| 2 所 在 地 | 甲府市大津町1509番地1 |
| 3 事業の種類 | 居宅介護支援 |
| 4 指定年月日 | 平成31年4月1日 |
| 5 指 定 番 号 | 生介甲1-6 |

甲府市告示第761号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和元年12月16日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

地方自治法第219条第2項の規定により、令和元年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和元年12月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和元年度甲府市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和元年度甲府市一般会計補正予算（第4号）
- 3 令和元年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 令和元年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）

令和元年12月17日 原案可決

甲府市告示第763号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 市民発第24431号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字牛飼1149番1及び1150番3
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市国玉町1149番地
若月 照子

甲府市告示第765号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市増坪町字チクヤ431番1及び433番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市増坪町103番地1
望月立弥

甲府市告示第766号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市増坪町字角田395番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上町1404番地7
サニーハイツ田園A201
久保田 剛志

甲府市告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第82条の2の規定に基づき、指定医療機関として次の者を指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 名称 | 十字堂ないとう薬局 貢川店 |
| 2 所在地 | 甲府市新田町10-25 |
| 3 開設者 | 内藤瑤子 |
| 4 指定の期間 | 令和元年12月1日から令和7年11月30日 |
| 5 指定番号 | 生薬甲 1-18 |

甲府市告示第768号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すので、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第11条の規定により告示
する。

令和元年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 施設の名称
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 2 指定管理者
東京都港区西新橋二丁目8番1号
一般社団法人日本駐車場工学会
代表理事 一瀬 哲雄
- 3 取消日
令和2年1月1日

甲府市告示第769号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年12月24日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和元年12月19日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市徳行5丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒白
- 6 その他の特徴：成猫、首輪無し

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月20日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 入札番号 | (資) 第7号 |
| (2) 件名 | 業務用洗濯機・乾燥機 |
| (3) 納入期限 | 令和2年3月31日(火) |
| (4) 品質・規格・数量など | 仕様書による |
| (5) 納入場所 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 山梨県内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年12月20日（金）～令和元年12月27日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 市立甲府病院事務局病院事務総室総務課調達施設係
甲府市増坪町366番地 市立甲府病院1階
電話055-244-3289
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年12月20日（金）～令和元年12月27日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場所 市立甲府病院事務局病院事務総室総務課調達施設係
甲府市増坪町366番地 市立甲府病院1階
電話055-244-3289
※ 郵送は不可

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年1月29日（水） 午前10時00分

(2) 場 所 市立甲府病院 第3会議室
甲府市増坪町366番地 市立甲府病院1階
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第771号

介護保険法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和元年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970102040 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービス あいおい |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市相生1丁目7-15 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 源工業株式会社
代表取締役 仙洞田 絹枝 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和元年10月31日 |

甲府市告示第772号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理審議会の委員の選挙期日を令和2年2月27日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 縦覧期間 令和2年1月10日から令和2年1月23日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所8階
甲府市 まちづくり部 まち整備室 区画整理課 内

甲府市告示第773号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 介護保険料 過誤納還付・充当通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第774号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第25174号
充当通知書 市民発第25175号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第775号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年12月25日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和元年12月20日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市住吉本町地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：グレー
- 6 その他の特徴：成猫、首輪無し

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第776号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(造園) 234号		
工事名	(仮称)北新団地(C棟)建替(植栽)工事		
工事場所	甲府市北新一丁目311-1の一部、311-8、311-7、313-6		
工事概要	1	工事内容	・サツキツツジ 800株 ・芝張り1,006.0㎡
	2	工期	令和2年3月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,221,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	造園 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の造園工事。 ただし、1件の工事請負額が、600万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年12月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年1月8日
	3	申請書受付開始日	令和元年12月23日

	4	申請書受付締切日	令和2年1月8日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年1月15日
	6	設計図書配付開始日	令和元年12月23日
	7	設計図書配付締切日	令和2年1月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年12月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年1月16日
	10	入札及び開札日時	令和2年1月23日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年1月21日 午後5時まで
	2	回答	令和2年1月22日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」</u>		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第777号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年12月26日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和元年12月23日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市貢川二丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：トイプードル
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：成犬、小型、青色で革製の首輪をしている

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第778号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和元年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100669 |
| 2 | 事業所の名称 | あい湯村 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市山宮町1450番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 新日本通産株式会社
代表取締役 三村 修 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和元年12月31日 |

介護保険法第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和元年12月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970101281 |
| 2 | 事業所の名称 | 通所介護 みっちゃん家 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市大里町2913-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 有限会社 蓮華の里
代表取締役 阿部 三知子 |
| 5 | サービスの種類 | 通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和2年1月3日 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字久保田191番1から191番4まで
以上4筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市善光寺1丁目18番22号
こばやし不動産
代表 小林 誠

甲府市告示第781号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

令和元年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100800 |
| 2 | 事業所の名称 | 地域密着型通所介護 みっちゃん家 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市中町145-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市中町145-1
有限会社 蓮華の里
代表取締役 阿部 三知子 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和2年1月4日 |

甲府市告示第782号

金融機関の指定についての告示（昭和62年3月23日甲府市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口雄一

収納代理金融機関中「株式会社商工組合中央金庫甲府支店」を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 納入通知書
甲府市介護保険料 納付書 |
| 2 | 発送日 | 令和元年12月10日 |
| 3 | 項目 | 平成31年度介護保険料納入通知書
平成31年度介護保険料6期～9期分 |
| 4 | 納期限 | 令和2年1月6日（6期） 令和2年1月31日（7期）
令和2年3月2日（8期） 令和2年3月31日（9期） |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第784号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 2 | 発送日 | 令和元年12月10日 |
| 3 | 項目 | 平成31年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 4 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 5 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、変更理由を付した当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 甲府農業振興地域整備計画案の縦覧

(1) 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

(2) 縦覧期間

自 令和元年12月25日
至 令和2年1月24日

2 意見書の提出

甲府市の区域内に住所を有する者（市内に事務所を有する法人も含む。）は、当該農業振興地域整備計画の案について、令和2年1月24日までに、市に対して文書で意見を提出することができる。

なお、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、その処理結果を同法第12条第1項の規定に基づく当該農業振興地域整備計画書の公告時に合わせて公告する。

(1) 意見書の提出先

縦覧場所と同じ

3 異議の申し出

当該農業振興地域整備計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し法律上保護される権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和2年1月24日の翌日から起算して15日以内である令和2年2月10日までに、市に対して文書でこれを申し出ることができる。

(1) 異議申出先

縦覧場所と同じ

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月25日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市下曾根町字大正562番1及び562番6並びに字塚田707番1、707番7から707番10まで及び755番2

以上8筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下曾根町198番地

後藤和正

甲府市告示第787号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上今井町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	仙洞田 保	古屋 潔
代表者 住 所	甲府市上今井町1299番地22	甲府市上今井町2211番地1

3 変更年月日 平成31年4月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市増坪町字根林50番2及び52番
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市増坪町49番地2
 刃 刀 清 雄
甲府市蓬沢1丁目3番21号
モンテリッチレジデンス甲府203
 刃 刀 慎 也

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市富竹三丁目50番1、50番3から50番15まで、55番2、58番2、58番4、60番2及び68番2
以上19筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、公園、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市大里町5216番地1
有限会社明和ホーム
代表取締役 依田 由紀夫

甲府市告示第790号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市中小河原一丁目1310番18、1321番8及び1326番3
以上3筆及び水
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市中小河原1丁目18番18号
堤 一 洋

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市古府中町字躑躅崎3319番及び3323番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南アルプス市飯野2403番地1
グランドール桃源I 201
志村 竜也

甲府市告示第792号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和元年12月27日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|--------------|
| 1 | 事業者名 | 社会福祉法人 和告福祉会 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市中村町11番18号 |
| 3 | 事業所名 | 和告学園 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市中村町10番22号 |
| 5 | 事業の種類 | 就労継続支援B型 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102654 |
| 8 | 指定年月日 | 令和2年1月1日 |

甲府市告示第793号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和元年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	一般社団法人和告 Village
2	事業者の所在地	甲府市中村町10番22号
3	事業所名	和告学園
4	事業所の所在地	甲府市中村町10番22号
5	事業の種類	就労継続支援B型
6	指定事業所番号	1910102399
7	廃止年月日	令和元年12月31日

甲府市告示第794号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和元年12月27日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社U&U |
| 2 | 事業者の所在地 | 山梨県中巨摩郡昭和町西条3879番地1 |
| 3 | 事業所名 | KEIPE 甲府事業所 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市中央二丁目9番20号 タカオカビル1階 |
| 5 | 事業の種類 | 就労定着支援 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910100864 |
| 8 | 指定年月日 | 令和2年1月1日 |

甲府市告示第795号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和元年12月27日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社 ころとプラス |
| 2 | 事業者の所在地 | 東京都港区港南一丁目9番36号 |
| 3 | 事業所名 | self-A・ころと貢川 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市貢川本町9番8号 2F |
| 5 | 事業の種類 | 就労継続支援A型 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102647 |
| 8 | 指定年月日 | 令和2年1月1日 |

甲府市告示第796号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和元年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第 87 号

地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の $1/50$ の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の $1/3$ の数並びに市町村合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定する選挙権を有する者の総数の $1/6$ の数は、次のとおりである。

令和元年 12 月 2 日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	$1/50$ の数	3, 118 人
2	$1/3$ の数	51, 954 人
3	$1/6$ の数	25, 977 人
4	選挙人名簿登録者数	55, 861 人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会12月定例総会を、令和元年12月26日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和元年12月20日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和2年1月告示分農用地利用集積計画について
- 3 令和2年度農業臨時雇賃金等標準額について
- 4 農地利用最適化推進委員の募集案内について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第13号

甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程
甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「甲府市上下水道局」を削る。

第4条第3項第1号中「第1項」を削り、「オまで」を「カまで」に改める。

第5条第3号アを次のように改める。

ア 心身の故障により給水工事の事業を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの

第5条第3号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号オを同号カとし、同号イからエまでを同号ウからオまでとし、同号アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第5条の次に次の1条を加える。

（指定の更新）

第5条の2 給水条例第7条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定が

なされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する

第6条第1項中「指定を行ったとき」の次に「又は前条の指定の更新を行ったとき」を加え、同条第2項中「事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、」を「次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付を受けている」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前条の指定の更新を受けたとき。
- (2) 前条第1項の規定により指定がその効力を失ったとき。
- (3) 事業の廃止を届け出たとき。
- (4) 第8条の指定の取消しを受けたとき。

第7条第1項中「第2項」を「次項」に改め、同条第2項第2号中「オまで」を「カまで」に改める。

第8条第2号中「第5条各号」の次に「のいずれか」を加え、同条第3号中「第7条」を「前条」に改める。

第9条中「第1項」を削る。

第10条第4号中「第9条」を「前条」に改める。

第11条第1項第3号中「第4条」を「第6条」に改める。

第13条第1号中「第12条」を「前条」に改め、同条第5号ア中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に第4条第1項の指定を受けている指定工事業者のこの規程の施行の日後の最初のこの規定による改正後の甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第5条の2第2項の指定の有効期間は、次の各号に掲げる指定工事業者が指定を受けた日に応じ、当該各号に定める日までとする。

- (1) 平成10年4月1日から平成11年3月31日 令和2年9月29日
- (2) 平成11年4月1日から平成15年3月31日 令和3年9月29日

- (3) 平成15年4月1日から平成19年3月31日 令和4年9月29日
- (4) 平成19年4月1日から平成25年3月31日 令和5年9月29日
- (5) 平成25年4月1日から令和元年9月30日 令和6年9月29日
- (6) 令和元年10月1日から令和元年12月31日 指定を受けた日から5年を経過する日の前日

甲府市上下水道局管理規程第14号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

第16条の6第1項第1号中「100分の112.5以上100分の185」を「100分の117.5以上100分の195」に、「100分136.5以上100分の225」を「100分141.5以上100分の235」に改め、同項第2号中「100分の101以上100分の112.5」を「100分の106以上100分の117.5」に、「100分の122以上100分の136.5」を「100分の127以上100分の141.5」に改め、同項第3号中「100分の89.5」を「100分の94.5」に、「100分の109.5」を「100分の114.5」に改め、同項第4号中「100分の89.5」を「100分の94.5」に、「100分の109.5」を「100分の114.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

（別表）

第2条 甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表1の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程第16条第1項及び第16条の6第1項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の甲府市上下水道企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

- 5 当分の間、改正後の規程第16条の6の規定による勤勉手当の成績率については、同条の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員以外の職員にあつては、100分の190（改正後の規程第15条の5に規定する特定幹部職員にあつては、100分の230）の範囲内で、管理者が定めるものとする。

(その他)

- 6 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1（第1条関係）

企業職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	

32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		

68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			

	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

甲府市上下水道局告示第90号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）20号			
工事名	①雨水渠工事（R1-3） ②（雨-1）配水管布設工事（R1-3）			
工事場所	甲府市富士見一丁目地内			
工事概要	1	工事内容	①雨水渠工事 ・自由勾配側溝工（400*600）（縦断用） L=24.30m ・自由勾配側溝工（横断用）（400*600） L=10.00m ・自由勾配側溝工（300*600）（縦断用） L=72.20m ・集水柵設置工（400*400*800） N=1箇所 ・付帯工 1式 ②配水管布設工事 ・DIP.K（φ75） 1.0m ・DIP.GX（φ75） 7.0m ・HPPE（φ75） 37.0m ・仕切弁.GX（φ75） 1基 ・水抜栓（φ25） 1基	
	2	工期	令和2年5月27日まで	
	3	予定価格 （税込み）	16,445,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC	
	3	同種工事施工実績	雨水渠工事等又は雨水渠工事等と配	

			水管布設工事等の合算工事。 ただし、1件の工事請負額が、800万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年12月17日
	3	申請書受付開始日	令和元年12月6日
	4	申請書受付締切日	令和元年12月17日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年12月23日
	6	設計図書配付開始日	令和元年12月6日
	7	設計図書配付締切日	令和元年12月24日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年12月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年12月24日
	10	入札及び開札日時	令和2年1月7日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年12月27日 午後5時まで
	2	回答	令和2年1月6日
入札の無効			入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札
入札保証金			免除

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用「<u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u>」</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第91号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和元年12月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

- | | |
|--------|------------------|
| 1 指定番号 | 第435号 |
| 指定業者名 | 株式会社 山下設備工業 |
| 所在地 | 静岡県伊豆市下白岩372番地の1 |
| 代表者 | 山下 淳 |

甲府市上下水道局告示第92号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月管理規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月18日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

1 入札対象物件

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | 物品-002699号 |
| (2) 物件名 | 投込圧力式水位計 |
| (3) 品質・規格・数量など | 仕様書による |
| (4) 納入期限 | 契約締結日から令和2年 2月28日まで |
| (5) 納入場所 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社を有する者であること。
- (2) 甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定において業種が「電気製品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局物品供給(入札等)制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (8) 市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和元年12月18日(水)～令和元年12月26日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(物品))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年12月18日(水)～令和元年12月26日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和2年1月30日(木) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市上下水道局本局庁舎3階小会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第93号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月管理規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月18日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

1 入札対象物件

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | 物品一第230012号 |
| (2) 物件名 | 下水道用緊急工事資材 |
| (3) 品質・規格・数量など | 仕様書による |
| (4) 納入期限 | 契約締結日から令和2年3月31日まで |
| (5) 納入場所 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社、支店、営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定において業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局物品供給(入札等)制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (8) 市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和元年12月18日(水)～令和元年12月26日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(物品))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年12月18日(水)～令和元年12月26日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年1月30日(木) 午前11時00分
- (2) 場所 甲府市上下水道局本局庁舎3階小会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第94号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和元年12月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110099号		
工事名	(更新-101) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市心経寺町地内（不動河原橋の南西）外1箇所		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ200) 57.0m ・RRVP (φ100) 5.0m ・DIP. GX (φ75) 14.0m ・HPPE (φ75) 469.0m ・HPPE (φ50) 48.0m ・仕切弁. GX (φ75) 2基 ・仕切弁. PE (φ75) 3基 ・仕切弁. PE (φ50) 1基 ・消火栓 (φ75) 3基 ・空気弁 (φ25) 1基 ・空気弁 (φ20) 1基 ・水抜栓 (φ25) 4基 ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年8月24日まで
	3	予定価格 (税込み)	43,758,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、

			2, 100万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和元年12月23日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和2年1月8日
	3	申請書受付開始日	令和元年12月23日
	4	申請書受付締切日	令和2年1月8日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和2年1月15日
	6	設計図書配付開始日	令和元年12月23日
	7	設計図書配付締切日	令和2年1月16日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和元年12月23日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和2年1月16日
	10	入札日時	令和2年1月23日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和2年1月28日
	12	開札日時	令和2年2月3日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和2年2月4日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書

	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年1月21日 午後5時まで
	2	回答	令和2年1月22日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和2年1月30日まで
	2	回答	令和2年1月31日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和2年1月31日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第95号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130092号		
工事名	下水道改良工事 (スR1-4)		
工事場所	甲府市伊勢二丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	・人孔鉄蓋取替工事 N=50箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年6月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	16,434,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。 ただし、1件の工事請負額が、800万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年12月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年1月8日

	3	申請書受付開始日	令和元年12月23日
	4	申請書受付締切日	令和2年1月8日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年1月15日
	6	設計図書配付開始日	令和元年12月23日
	7	設計図書配付締切日	令和2年1月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年12月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年1月16日
	10	入札及び開札日時	令和2年1月23日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年1月21日 午後5時まで
	2	回答	令和2年1月22日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」</u>		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第96号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和元年12月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管) 110100号		
工事名	(そ-18) 山宮第2配水池ポンプ設備更新及び場内整備工事		
工事場所	甲府市山宮町地内（山宮第2配水池）		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・配水ポンプ（φ80 15kW） 2基 ・流量計変換器盤 1面 ・圧力タンク 0.12.0m³ 1基 ・ステンレス鋼管（φ150） 19.2m ・ステンレス鋼管（φ100） 15.0m ・ステンレス鋼管（φ75） 27.7m ・付帯配管工 1式 ・電気工事 1式 ・場内整備工事 1式
	2	工期	令和2年8月3日まで
	3	予定価格 (税込み)	52,943,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A
	3	同種工事施工実績	<p>公共施設等の機械設備工事 ただし、1件の工事請負額が 2,600万円以上の実績がある者に 限る。 元請として平成16年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。</p>

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年12月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年1月8日
	3	申請書受付開始日	令和元年12月23日
	4	申請書受付締切日	令和2年1月8日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年1月15日
	6	設計図書配付開始日	令和元年12月23日
	7	設計図書配付締切日	令和2年1月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年12月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年1月16日
	10	入札日時	令和2年1月23日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和2年1月28日
	12	開札日時	令和2年2月3日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和2年2月4日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する	1	質問	令和2年1月21日 午後5時まで

説明	2	回答	令和2年1月22日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和2年1月30日まで
	2	回答	令和2年1月31日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和2年1月31日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第97号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年12月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110101号		
工事名	(路4-9) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市上石田三丁目地内(市立石田小学校の南) 外1箇所		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表層 (t = 5 cm) A = 1, 590.0 m² ・表層 (t = 3 cm) A = 130.0 m² ・基層 (t = 5 cm) A = 638.0 m² ・安定路盤 (t = 10 cm) A = 638.0 m² ・区画線工 一式 ・付帯工 一式
	2	工期	令和2年5月25日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,965,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年12月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年1月8日
	3	申請書受付開始日	令和元年12月23日
	4	申請書受付締切日	令和2年1月8日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年1月15日
	6	設計図書配付開始日	令和元年12月23日
	7	設計図書配付締切日	令和2年1月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年12月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年1月16日
	10	入札及び開札日時	令和2年1月23日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年1月21日 午後5時まで
	2	回答	令和2年1月22日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第98号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和元年12月27日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

指定番号	第370号
指定業者名	八乙女機材株式会社
所在地	甲府市下今井町664-4
代表者	小沢 貢

任免辞令

(市長事務部局)

企画部	企画総室	企画課	主事	齊藤	祥平
市立甲府病院	診療支援部		主任 (臨床工学技士)	今井	希予
市立甲府病院	看護部		技師 (看護師)	堀内	京香
(各通)					

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和元年12月31日

(公平委員会)

又川 理恵

甲府市公平委員会委員に選任する

以 上 発 令 日 令和元年12月24日